

議員提出議案第20号

東京都受動喫煙防止条例制定に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成29年12月18日

提出者	12番	梅沢 とよかず	13番	伊藤 よしのり
	19番	かわごえ 誠一	22番	秋 家 聡 明
	23番	平田 みつよし	30番	小 林 ひとし
	31番	中 村 しんご	32番	三小田 准 一
	33番	小 山 たつや	34番	く ぼ 洋 子
	35番	黒柳 じょうじ	40番	大 高 拓

葛飾区議会議長 筒井 たかひさ 殿

東京都受動喫煙防止条例制定に関する意見書

東京都は、本年9月に公表した「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方」により、施設ごとの規制範囲や罰則付きの条例を目指すこと等を示したうえ、平成30年第1回定例都議会において同条例を制定するとしている。

受動喫煙防止対策は、都民の健康増進の観点のもとより、東京2020オリンピック・パラリンピック大会のホストシティの責務として、その対策を一層推進していくべきものであるが、その一方では、様々な分野の経済活動や都民の暮らしに広く影響を及ぼすとともに、関係事業者の理解と協力があつて、はじめてその実効性が担保され、効果的な対策となるものである。

加えて現在、国政においても規制基準のあり方等を含め、様々な観点から法制化に向けた慎重な議論が取り交わされている最中である。

よって、本区議会は、東京都が受動喫煙防止条例を制定するにあたっては、一律的なものではなく、東京の実態に即し、多くの都民の理解と共感を得られるものとなるよう、下記事項について強く要望するものである。

記

- 1 東京都は、各区市町村と十分協議すること。

- 2 東京都が実施してきた、分煙補助事業、店頭表示等との整合性や、それらの諸対策を
着実に実行してきた各種業界や都民等の意見も十分踏まえて慎重な検討を行うこと。
 - 3 条例の制定にあたっては、国の動向を踏まえたうえ慎重に検討を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。